放送大学における学生への学割証交付枚数の制限撤廃等について

―放送大学からの回答要旨―

標記について放送大学にあっせんした結果、平成 20 年 10 月８日に以下の回答がありました。

１　学割証交付枚数の制限撤廃

ＪＲの学割証（片道１００ｋｍを超える区間を旅行する場合に交付）については、交付申請の使用目的が適切なものである場合は、交付枚数の制限を撤廃する。

２　郵送による交付申請の受付実施

学割証の交付申請については、所属学習センター窓口で受付けるほか、郵送による受付も実施する。

３　交付申請書及び学生生活の栞への使用事由の明示

学割証の交付申請書及び平成２１年度学生生活の栞に、具体的な使用目的（面接授業の受講、単位認定試験の受験、卒業研究に係る調査等）を明記する。

４　学生に対する取扱いの周知等

上記１～３の周知は、ホームページ、学生向け広報誌、学生生活の栞への掲載及び学習センターへの掲示等により行う。また、学割証交付枚数の制限撤廃は、平成２０年１１月に実施した。なお、郵送による交付申請の受付業務は、平成２１年１月以降に実施する予定となっている。

あっせんによる詳しい改正内容は、次の表のとおりです。

事　項	現　　行	改　正　後
交 付 枚 数	１人当たり年間５枚	枚数制限なし
受 付 方 法	所属学習センター窓口	所属学習センター窓口、郵送
交付申請書（利用目的欄）･学生生活の栞記載内容	交付申請書：学習センターにより異なる。 学生生活の栞：卒業研究の調査・研究のための移動及び面接授業を受講する場合（発行枚数は１人年間５枚を限度とします。）	①　面接授業の受講及び単位認定試験の受験 ②　放送教材の再視聴及び図書室の利用（原則、所属の学習センターに限る） ③　オリエンテーション及び学習相談への出席 ④　大学が主催する学校行事への参加 ⑤　教養学部卒業研究の調査のために指導教員の指示により旅行する場合及び、大学院修士全科生が研究指導のため指導教員の指示により移動する場合、又は学外における実習を行う場合